

政策提言 NO7

EU の対中兵器禁輸の実態と展望

2009 年 9 月 30 日

(財) 平和・安全保障研究所

目 次

1. EU の対中兵器禁輸措置の背景	1
2. EU の対中兵器禁輸措置に関わる動向	2
(1) EU と中国の関係	2
(2) 禁輸措置解除への EU 側の動き	4
(3) 禁輸措置解除に反対するアメリカの圧力	5
3. 欧州 (EU) の対中兵器輸出の実態	7
(1) 中国の欧州 (EU) 兵器技術への期待	7
(2) フランスの対中輸出兵器	8
(3) イギリスの対中輸出兵器	9
(4) ドイツの対中輸出兵器	9
(5) イタリアの対中輸出兵器	10
4. 西側諸国の対中兵器関連機器の輸出問題	10
(1) イスラエルの対中兵器輸出への米国の反対	10
(2) チェコの VERA-E の対中輸出不許可問題	11
(3) 中国の軍以外の行政機関によるヘリコプター調達	12
(4) Z-10 (攻撃ヘリ?) 開発と西欧諸国の関与疑惑	13
5. EU の対中兵器禁輸と日本の安全	14

EUの対中兵器禁輸の実態と展望¹

1. EUの対中兵器禁輸措置の背景

この報告書は、EU(ヨーロッパ連合)が中国の天安門事件以後、中国への兵器輸出に対する自制を強いながら、他方で実際には兵器輸出を行ってきた現状を分析したものである。

冷戦時代の西ヨーロッパや日本は、米国主導で設置された対共産圏輸出統制委員会(ココム、Coordinating Committee for Export Control to Communist Area)の下に、ソ連や中国などの共産圏向け戦略物資の輸出を規制していた。しかし1979年の米中国交正常化を経て、1980年代の半ばから米国を中心に西欧諸国からココム規制スレスレに、また民需品を通じて兵器や兵器技術が中国に提供された。例えばアメリカは榴弾砲や駆逐艦用のガスタービンなどを、フランスは大量のエアバスを、ドイツはディーゼルエンジンなどをそれぞれ輸出した。

そこへ、1989年6月4日に天安門事件が起き、状況は一変した。アメリカは中国に制裁を科し、それに歩調を合わせる形でEUの前身である欧州共同体理事会は6月27日、政治的宣言として対中兵器禁輸を表明したのである。

その後、欧州統合の動きの中で、1991、1992年に欧州評議会(Council of Europe)は、兵器輸出を規制する「共通の基準」(Common Criteria)を採択した。この「共通の基準」を基礎に、1998年に欧州評議会は、EUの「兵器輸出行動基準」(European Union's Code of Conduct on Arms Export)を採択したのである。しかしこれは法的拘束力のないものであったがために、対中兵器輸出を強く規制するものではなかった。こうして実際には中国への兵器輸出が行われた。

天安門事件の衝撃が遠のく2000年代になると、欧州諸国の中にはドイツのシュレーダー政権やフランスのシラク政権を中心として、中国への兵器禁輸措置を解除すべきだとの意見が勢いを増し始めた。そうした動きの背後には、冷戦終結に伴い平和の配当を求める国際環境の中で、生産縮小と兵器輸出の削減を強いられ、一方で、ユーゴ紛争によってアメリカとの軍事技術格差が

¹ この報告書は、江口博保(平和・安全保障研究所常務理事)が浅野亮氏(同志社大学教授)および阿部亮子氏(同大学修士課程学生)の協力を得て作成したものである。資料のうち、*Jane's Defense Weekly*(JDWと略記)については、インターネットに公開された「Kojii.net-軍事関連ニュース」からの引用である。

顕在化するという、EUの軍需産業の窮状があったのである。そのためイギリスを別にして、EU諸国は域内における軍需産業の統合・再編化に向かうとともに、中国という膨大な兵器市場への兵器輸出を促進することで補完しようとした。

しかし、中国の人権問題が改善されていないことを重視する北欧諸国や、中国への兵器輸出はアメリカの軍事技術が間接的に北京に移転し、それが台湾の軍事解放に使用される恐れがあるとするアメリカの反対などがあり、今日に至っている。

2. EUの対中兵器禁輸措置に関わる動向

(1) EUと中国の関係

EUと中国との関係の大きな特徴は、進展しながら同時に摩擦や問題も絶えないという両面が並存していることである。

1998年から中国EU首脳会議がほぼ毎年開かれてきたように、首脳レベルの政治接触は着実に進んできた。EUと中国の間には分野ごとに24の対話メカニズムが設立されている。2007年には、パートナーシップと協力協定に関する交渉も開始された。中国の自信増大の背景には、このようなEUとの関係進展もあると考えるよいであろう。

経済分野では、2003年までの6年間、中国にとっての貿易額は第1位が日本、第2位がアメリカ、第3位がEUであったが、2004年以降、EUは日本とアメリカを超えて中国の最大の貿易相手国となり、中国もEUの2番目に大きな貿易相手国となっている²。日中貿易そのものは増加したものの、中国からみて日本はEUとアメリカ（第2位）に抜かれて第3位の貿易相手国となった。EUにとって中国は成長率のもっとも高い輸出市場で、2008年にEUの対中輸出の伸びは9%、2004～2008年の4年間では52%も伸びた。

21世紀初頭から、中国は国際政治のアクターとしてEUの役割が増大していることに注目していた。それは経済だけにとどまらず、EUの構成国が軍事科学技術の分野で共同研究開発を進めていたことにもあった³。中国では、EUの国際的役割の増大を背景に、EUを対米関係のテコに使おうとする意見があった。

2003～2004年ごろ、中国とEUの関係の進展が、軍事面にまで及んできたのは否定できない。中国は、EUの軍事能力のレベルの高さを評価し始めていた。任海平中国社会科学院世界经济与政治研究所国際戦略研究室主任は「冷戦後、

² European Commission: External Relations, *China*

http://ec.europa.eu/external_relations/china/index_en.html

³ 陳文玲（國務院研究室工交貿易司）「入世後中国市場競争發生的十大變化」『航天工業管理』2002年第1期。

欧州の経済と政治の統合は深化し、軍事的な統合も徐々に進展している。科学技術と経済のインフラは充実しているため、EU加盟国の軍事科学技術と兵器装備のレベルはますます高まっている。全体として、アメリカとは比較的大きな格差があるが、分野によっては匹敵するところも少なくなく、ロシアと比べれば核兵器などの戦略的重厚長大の兵器では格差があるものの、通常兵器とくにハイテク兵器では先を行っている。EUの軍事技術レベルはすでに世界の三強の一角を占めるほどである」と述べていた⁴。

他方、EUの中国接近の背景には、アメリカのイラク戦争開始とその泥沼化があった。つまり、フランスやドイツはイラクへの軍事介入に反対していた。しかしイラクは、フセイン政権の崩壊後も治安が安定せず、アメリカは他の地域への軍事力の展開が非常に難しくなっていた。EUの態度は、アメリカの圧力が弱まった東アジアにおいて、実利を追求したものとも考えることができる。次項で述べるように、EUのいくつかの国が対中兵器禁輸解除に向けて動き出したのはこのときである。

しかし両者間には摩擦や問題も絶えない。現代中国政治の研究者として知られるD. シャンボー米ジョージ・ワシントン大学教授によれば、2006年10月にEU委員会が発表した、1995年以後6回目の対中政策文書が一つの転換点で、この文書はそれまでの文書に比べて、中国に対する批判が際立っていた。この文書では、EUの対中兵器禁輸の解除について、人権状況を理由に認めない立場を再確認したと同時に、解除が兵器輸出拡大につながらないことを保証する必要があるとも明記していた⁵。2003年の文書は中国市場への期待を反映して中国を「戦略的パートナー」と初めて位置づけたが、2006年の文書は現実的な内容となった。これには、EUの対中貿易赤字が2005年に1,060億ユーロ（約15兆3700億円）に膨れ上がったこと、また中国の競争力の向上に対するEUの懸念増大が背景にあった（同前）。

中国はこのようなEUの態度転換に驚き、以後、中国とEUは「ポスト・ハネムーン」時代に入った。08年4月、EU議会は中国の対ジンバブエ兵器輸出の停止を要求した。10月、EU議会は、優れた国際的人権活動家に贈るサハロフ賞を胡佳⁶に授与し中国政府が抗議した。11月には沃維漢⁷の死刑執行に対し

⁴ 任海平・詹偉「欧盟軍事技術邁向世界三強」『現代軍事』2005年第6期。なお、1962年生まれの任は、北京大学情報管理系を卒業し、総参謀部、総装備部、国防科学技術工業委員会で働いた経験を持ち、中国の国防科学技術工業の再編に関する研究も発表したことがある。「中国国際戦略評価協調小組」の責任者でもあるという。

⁵ 『読売新聞』2006年10月25日

⁶ 1973年生まれの政治活動家。民主化運動のほか、環境保護やエイズなどにも強い関心を持っている。2007年11月、ブリュッセルで開かれた欧州議会の公聴会に、ネットを通じて参加したが、12月に国家政権転覆罪で逮捕され、08年4月に北京市中級人民法院で禁固刑（3年6ヶ月）の判決を受けた。

⁷ 沃維漢は、1989年から2003年まで中国の戦略ミサイルなど軍事情報を台湾にもらしたと

てEUが批判し、また同月にニコラ・サルコジ仏大統領（EUの議長）がダライラマとの会見予定を発表したところ、11月27日、秦剛外交部スポークスマンは、これに抗議して、第11回中国EU首脳会談を延期すると発表した。首脳会談では、EUにとっても重要な金融危機への対処が話し合われる予定であったと伝えられた。史天健カーネギー研究所上級研究員・米デューク大学教授によれば、中国はシャルル・ドゴール仏大統領以来、フランスに対して一種のロマンを抱いており、サルコジのダライラマ会見のニュースに驚き失望したという。

最近のEUと中国との関係はしばしば disenchantment（幻想から覚めること）という言葉で解説されるが、欧州の中国に対する熱気が冷めてきた状況を端的に表している。

EUの対中態度の転換は、この頃のロシアの台頭を背景として、アメリカが東欧で進めたMD（ミサイル防衛）配備計画をめぐって生じた米ロ対立において、アメリカの立場を不利にさせないように配慮したものであったと考えることができる。逆に、アメリカが嫌がる中国とEUの接近をちらつかせ、欧州の安全保障にはすぐには直接影響しないカードを使って、アメリカの譲歩を引き出そうとしたと考えることもできよう。

（2）禁輸措置解除へのEU側の動き

EUの前身である欧州共同体（EC）は1989年の天安門事件後、中国に対する兵器禁輸措置を理事会の政治的宣言として表明したが、企業に対して法的な拘束力はなく、各国はこの禁輸措置を各国なりに解釈して国内法をもって対処した。このため対応は多様であり、中国へ輸出された兵器は第3項で提示するように結構多い。

フランスとドイツは2003年のイラク戦争に反対し、アメリカとの関係を悪化させた。米議会調査局（CRS）のレポートによれば、中国はそうした情勢をにらみ、03年からEUに対して禁輸措置解除を求める圧力を増加させた。

98年以降、毎年、年1回開かれているEU・中国サミットにおいて、03年（第6回）にはEUと中国は戦略的パートナーシップに合意し、04年12月8日の第7回会議には欧州理事会議長、欧州委員会議長、EU共通外交安全保障政策上級代表及び中国首相が出席した。欧州委員会から欧州理事会と欧州議会に提出された文書では、EUは中国への関与と中国とのパートナーを続けるべきであり、EUと中国との関係は将来的には共にグローバルな問題に対処できるよ

して、2005年に逮捕され、2008年11月28日処刑された。二人の娘はオーストリア国籍を持ち、オーストリア政府は減刑を求めている。またEUとアメリカは処刑を批判した。

うな関係になるべきであると提言されている⁸。EUは 04 年から禁輸措置解除の検討を開始し⁹、04 年 12 月にブリュッセルでの会議においてEUのリーダー達は「兵器禁輸措置解除に向けて進み続けるという政治的意思を再確認」し¹⁰、禁輸措置解除は 05 年の春だろうと示唆した。

しかし、対中兵器禁輸措置解除に対する欧州側の姿勢は国によって異なる。フランスのジャック・シラク、ドイツのゲアハルト・シュレーダーは解禁の積極論者で知られ、イタリア、スペインが同調した。中立を示したのはイギリス、オランダで、反対をしたのはスカンジナビア諸国、ポルトガル、ポーランドであったと言われている。

アメリカと異なり EU 加盟国は、フランスやイギリスといった欧州の軍事大国ですら北東アジアに基地や同盟国を持っているわけではなく、北東アジアにいかなる安全保障上の責任も持っていない。したがって自国が直接北東アジアの軍事的紛争に関わるといふ危機感は、EU にも加盟国政府にもほとんどない。EU では東アジアの安定を欧州の経済的利益の観点からのみ注目しており、中国の軍事力の肥大化が北東アジアの軍事バランスを崩すことへの懸念はほとんどないのである。

また当時EUは中国をテロリズム、イラン、北朝鮮の核問題、気候変動、平和維持活動など多岐に亘るグローバルな問題に対処するための戦略的パートナーとみなしていた¹¹。さらにフランスを筆頭に、EU加盟国とEUは、アメリカのヘゲモニーを制限する方法を模索しており、中国とEUはこの対米牽制を共有していた¹²。

（3）禁輸措置解除に反対するアメリカの圧力

そのような動きがあったにも拘らず、2009 年 5 月段階における欧州理事会において、禁輸措置解除に関しての加盟国政府の一致は実現していない。その理由は①中国の人権問題、②中国の反国家分裂法、③アメリカの反対、の 3 つにあった。

第一の中国の人権問題では、EU は中国の人権状況が改善されていると評価

⁸ Communication from the Commission to the Council and the European Parliament, October 24, 2006.

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2006/october/tradoc_130875.pdf.

⁹ Kristin Archick, *European Union's Arms Embargo on China* (Washington, DC: Congressional Research Service, updated January 26, 2006).

¹⁰ Kristin Archick, *European Union's Arms Embargo on China* (Washington, DC: Congressional Research Service, updated January 26, 2006).

¹¹ 7th EU-China Summit, Joint Statement, The Hague, December 8, 2004.

<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?reference=PRES/04/337&format=HTML&aged=0&language=EN&guiLanguage=en>

¹² *Ibid*, Peter Mandelson, European Commissioner for Trade, "The EU and China: Partnership and Responsibility in the Global Economy," February 24, 2005.

はしているが、まだ懸念を表明している。第二の中国が 2005 年 3 月に採択、施行した反国家分裂法では第 8 条で、台湾が中国から分裂しようとした（可能性のある重大な事象を含む）場合などには、中国の「軍事力の使用」を認めている。第三のそして欧州にとって禁輸措置解除を最も難しくしている理由は、アメリカの反対である。

EUの対中兵器禁輸措置解除には、アメリカの共和党、民主党の両党および行政府、立法府も反対している。2003 年頃からペンタゴンとホワイトハウスはEUに対中兵器禁輸を解除しようとする動きがあることを認識し始め、2004 年に欧州に特使を派遣し、EUにアメリカの懸念を伝えた。2004 年 1 月に国務省は、アメリカはフランスを始めとするEU関係国と対中兵器禁輸に関する上級レベルでの対話を行っていることを認めた。2005 年 2 月にはライス国務長官がブッシュ・ドクトリンやイラク戦争をきっかけに冷え切った大西洋関係修復のために欧州を訪問し、欧州委員会での記者会見で、EUの禁輸措置解除に対するアメリカの懸念を表明するとともに、アメリカとEUが兵器禁輸について対話を続けることを、ジョゼ・バローゾ欧州委員長との間で合意している¹³。同月にブッシュ大統領も欧州を訪問し、シラク元大統領、トニー・ブレア元首相などと禁輸措置解除問題を話し合った¹⁴。国内では 2004 年末にアメリカ上院の共和政策委員会が解除反対を表明し、ホワイトハウスに圧力をかけた。また上院の外交関係委員会の委員長で共和党議員のリチャード・ルーガー氏や共和党の政策委員会は、(EUが対中兵器禁輸を解除した場合) アメリカはヨーロッパへの軍事技術の輸出を停止すると警告し、民主党のジョセフ・バイデン上院議員も禁輸措置解除は上院における一切の議論の停止を引き起こすと警告した¹⁵。

アメリカがEUの対中兵器禁輸解除に反対する理由は、主に以下の二点である。第一に中国の人権問題であり、人権問題が十分に改善されていない状況での兵器禁輸解除は、中国は人権についての国際的スタンダードに違反し続けることができるという間違ったサイン送ることになる¹⁶との指摘である。第二に、対中武器禁輸措置解除がアジア太平洋地域での軍事バランスを崩すおそれがあり、アメリカの安全保障上の利益を脅かすという懸念である。アメ

¹³ U. S. Department of State. “Remarks With European Commission President Josi Manuel Barroso and European Commissioner Benita Ferrero-Waldner After Their Meeting With Secretary Condoleezza Rice,” February 9, 2005.

¹⁴ White House, “President and Secretary General de Hoop Scheffer Discuss NATO Meeting,” Belgium, February 22, 2005.

¹⁵ “Europe Risks US Sanction over China Arms Sales,” *Guardian*, March 3, 2005. また Republican Party, Committee on Foreign Relations, “Action Has Consequences for U. S. National Security,” *Press Release*, February 4, 2005.

¹⁶ Kristin Archick, *et al.*, *European Union’s Arms Embargo on China* (Washington, DC: Congressional Research Service, updated January 26, 2006).

リカは特に光ファイバー、赤外線、ソナー、レーダースキャンなどのセンサーシステムといった欧州の技術が中国に移転することを心配している¹⁷。またヨーロッパ製の兵器を持った人民解放軍にアメリカ軍が将来直面する危険性や、台湾へのアメリカの軍事的援助の効率性が下がることなどが指摘されている。また、中国国内の軍需産業の成長も懸念の材料である¹⁸。

兵器禁輸措置解除を積極的にリードしていた国の一つであるドイツで、2005年11月にキリスト教民主同盟（CDU）党首であるアンゲラ・メルケルが首相になったことで、兵器禁輸措置に対する政策が変化した。メルケル首相とCDUはEUの対中兵器禁輸措置解除に反対し¹⁹、さらに前政権下でイラク戦争を巡り悪化した対米関係の改善を目指した。またメルケル政権は、シュレーダー政権と同様に対中関係を重視しているが、2007年にはダライラマと会見するなど、より人権、環境問題を重視している。メルケル政権が対中武器禁輸措置解除を積極的に促進するとは今後も考えにくい。ただしメルケル首相はその後、今後はダライラマとは会わないと言っている。

3. 欧州（EU）の対中兵器輸出の実態

（1）中国の欧州（EU）兵器技術への期待

中国の兵器技術の基礎は、ソ連との蜜月時代（1949－1960年代初め）に大量に供与されたソ連製兵器のコピー生産を通じて習得したものである。その後、前述のように一時的に欧米の技術を導入できたが、対中兵器禁輸措置により中国は再びソ連崩壊後のロシアおよびその技術を共有するウクライナから兵器および兵器技術を積極的に取り入れることになった。

しかし、ロシアの兵器技術は、伝統的な兵器に関しては欧米の兵器技術レベルと概ね対等であり、戦闘機の機動性能など、いくつかの分野では欧米を凌駕する技術も保有している。しかし近年の情報化時代の軍事技術は、民需中心の需要によって牽引されて発達してきた軍民共用技術によってもたらされたものが多い。ところがロシアの民需部門の製造業は明らかに欧米のそれに劣っているために、軍民共用技術から兵器技術に転換される分野においてはるかに欧米に劣っている。しかもロシアは中国と長大な国境を接しており、長期的な抗争関係を恐れて最先端の技術を中国に移転することには抵抗してきた。

こうしてロシアの兵器技術に飽き足らない中国は、再び西欧の技術導入へ

¹⁷ “Europe Risks US Sanction over China Arms Sales,” *Guardian*, March 3, 2005.

¹⁸ Archick, *op. cit.*

¹⁹ “Hu Meets Merkel As Germany Reaffirms EU Arms Ban,” *Deutsche Welle*, December 31, 2008.

の意欲を燃やすようになった。

欧州の対中兵器禁輸措置は強制力を伴ってはいないため、1989年以降も以下に提示するような品目が中国に輸出されている。しかし契約時期を見ると、イギリスを除けば、EUと中国の関係が良好であった1980年代に契約したものが大部分を占めていることが分かる。また品目を見ると、兵器としての主体品はヘリコプターとミサイルシステムのみであり、他はエンジン、レーダー、ソナーといった技術的には重要であるが兵器の構成品である。そのヘリコプターにしても民間タイプを軍用に転用したものが多いため、EUの輸出国もかなり気を使っていることが窺い知れるのである。

(2) フランスの対中輸出兵器

表1はフランスが中国に輸出した品目の一覧表である。

表1 フランスの対中輸出兵器類

兵器等の名称	契約年	供与年	契約数	供与数	備 考
AS-365F/565SA <i>Panther</i>	1980	89-05		25	※中型対潜ヘリ
AS-365/565	1980	87-91	28	28	※中型汎用ヘリ
SA-321H <i>Super Frelon</i>	1981	89-97	12	12	※対潜ヘリ
DRBV-15 <i>Sea Tiger</i>	1986	87-99	6	6	空中搜索レーダー
<i>Crotal Naval EDIR</i>	1986	94-99	15	11	艦艇用 SAM システム
<i>Caster-2B</i>	1986	94-02	14	14	クロタール対空ミサイルの射撃 管制レーダー
R-440 <i>Crotal</i>	1986	90-02	336	336	クロタール対空ミサイル
SA-342K/L <i>Gazelle</i>	1987	88-89	8	8	軽ヘリ(HOT 装備)
HOT-2	1987	88-89	240	240	対戦車ミサイル
AS-365/565	1988	92-05		14	※中型汎用ヘリ
DUBV-23	1988	91	2	2	旅大型駆逐艦用ソナー
DUBV-23	1990	94-96	2	2	旅瀾型駆逐艦用ソナー
DUBV-43	1990	94-96	2	2	旅瀾型駆逐艦用ソナー
AS-350/550 <i>Fennec</i>	1992	95-05		22	※汎用ヘリ
DUBV-23	1996	99	1	1	旅海型駆逐艦用ソナー
PC-2.5	2001	04	4	4	支援船の主機となる ディーゼルエンジン
PA-6	2001	04-05	12	8	ミサイルフリゲートの主機と なるディーゼルエンジン

註1：契約年の早いものから並べてある。以下の表も皆同じ。

2：※はライセンス生産を表す。以下の表も同じ。

(SIPRI 年鑑から抜粋して筆者作成)

ヘリコプターAS-365/565 及び AS-350/550 はフランスのアエロスペースが開発した汎用ヘリコプターで、「365」、「350」は民間タイプ、これを軍用へ

りにしたのが「565」、「550」である。AS-565SA *Panther* は対潜ヘリコプターで、艦隊護衛用の能力を保有し、中国では Z-9C と改称されている。AS-565 は中型汎用タイプであり、中国では Z-9 / Z-9A と改称されているが、一部は対戦車ヘリ・バージョンで、中国では WZ-9 と改称されている。

軽ヘリコプター AS-550 は、中国では Z-11 と改称されている。SA-321 *Super Frelon* は対潜ヘリで、中国では「Z-8」と改称されている。

(3) イギリスの対中輸出兵器

表 2 はイギリスが中国に輸出した品目である。

表 2 イギリスの対中輸出兵器類

兵器等の名称	契約年	供与年	契約数	供与数	備 考
<i>Spey</i>	1988	97-05	140	66	戦闘機用ターボファン
<i>Searchwater</i>	1996	99-01	6	2	電子戦機 Y-8 搭載レーダー
<i>Jetstream-41</i> MPA	1997	98	2	2	哨戒機
<i>Super Lynx</i>	1999	02	6	2	対潜ヘリ
<i>Sea Skua</i>	2001	02	48	48	対艦ミサイル
<i>Jernas</i>	2002	?	12		SAM システム (レイピア)

(SIPRI 年鑑から抜粋して筆者作成)

Spey を搭載した殲轟 7 型 (JH-7) は中国がソ連機の影響から離れて独自に開発した戦闘爆撃機である。

Searchwater は An-12 を改良した機体の前部に装着され、洋上捜索・航法用に使用され、その能力は捜索距離 370 キロ、同時に 60 の目標を捕捉可能と見られている。他に機体後部のカーゴドアの下部に光学カメラ、赤外線カメラを搭載し、赤外線探知装置のあることも判明している²⁰。

(4) ドイツの対中輸出兵器

表 3 はドイツが中国に輸出した品目の一覧表である。

大量にライセンス生産されたディーゼルエンジン BF-8L は、装甲車シリーズの YW-531/531H/534/535、WZ-551 及び WMZ-551 などに搭載される。

MTU-1163 を搭載した広州級駆逐艦は、ウクライナ製のガスタービンエンジン DT-59 を併用している。

BF-12L413 を搭載した自走砲は、中国製の自走砲 PLZ-45 である。

²⁰ 『産経新聞』2006 年 4 月 16 日記事

表3 ドイツの対中輸出兵器類

兵器等の名称	契約年	供与年	契約数	供与数	備 考
BF-8L	1981	82-05	4,000	3,900	※装甲車等のディーゼルエンジン
MTU-1163	1987	94-05	14	14	駆逐艦のディーゼルエンジン
MTU-493	1989	99	4	4	宋級潜水艦のディーゼルエンジン
MTU-883	1989	98-05		160	主力戦車のディーゼルエンジン
BF-12L413	1995	96-05	50	50	自走砲のディーゼルエンジン
MTU-396	2000	01-05	44	40	宋級潜水艦のディーゼルエンジン

(SIPRI 年鑑から抜粋して筆者作成)

(5) イタリアの対中輸出兵器

表4はイタリアから中国に輸出された品目である。

Orion RTN-20S は旅海、旅大、旅滬型駆逐艦及び紅箭級高速ミサイル艇の40ミ機関砲などの射撃管制用レーダーである。*Aspide* MK-1 は、戦闘機J-8に搭載されるミサイルである。

表4 イタリアの対中輸出兵器類

兵器等の名称	契約年	供与年	契約数	供与数	備 考
<i>Orion</i> RTN-20S	1985	91-01	17	17	水上艦艇搭載40ミ機関砲用射撃管制レーダー
<i>Aspide</i> MK-1	1989	90-91	85	55	中射程空対空ミサイル

(SIPRI 年鑑から抜粋して筆者作成)

4. 西側諸国の対中兵器関連機器の輸出問題

(1) イスラエルの対中兵器輸出への米国の反対

イスラエルは、米欧の技術や兵器を輸入し、そのコピー生産を行って中国に売却することによりそれなりの経済的利益を得ていた。中国もまた、イスラエルを通じてロシア兵器からは得られない米欧の最先端技術を獲得できるという利益を享受してきた。

しかしながら天安門事件を契機として、アメリカ主導による対中兵器禁輸措置によって、欧州各国とともに、イスラエルに対しても中国への兵器輸出の自粛が求められた。これを受けてイスラエルは2000年7月、中国に対してすでに取り決めていたIsrael Aircraft Industries (IAI) 社製の*Phalcon*早期警戒システムの輸出契約(総額3億5,000万ドル)をキャンセルした。この件については1999年から、アメリカによって輸出を中止するようプレッシャーが

かけられていた。ただ、すでに代金の大半が支払済みのため、別の製品による埋め合わせが必要となった²¹。

中国は既に*Phalcon*の初号機のために3億ドルを支払い、さらに3機分のオプション契約に関する協議を進めていたので、中国側は当初10億ドルの補償を要求した。しかし、結局IAI社製の通信衛星2基の輸出（さらにオプション8基、総額10億ドル）と引き換えに減額されたところで合意に達し、調印した後、イスラエル側の担当者がアメリカに飛び、内容を説明している²²。

また2002年2月、米国防総省はイスラエルに対して、中国に輸出予定のIAI社製の*Harpy*の部品を差し控えるよう圧力をかけた。*Harpy*は低速の対レーダー攻撃用ドローンで、重量は135kg、敵のレーダーを探知し攻撃する機能を持ち、航続距離500km、航続時間は7時間である。近接信管によって目標の頭上で起爆する重量7kgの弾頭を備えている。

こうした圧力に対してイスラエル側は「イスラエル企業に対する中国からの信頼を損なう」、「イスラエル企業の国際競争力を損なう」、「アメリカとイスラエルの、国防面での由々しい危機だ」、「*Phalcon*と同じことになれば、中国側に再び補償を行わなければならない」などと反発した。問題なのは、イスラエルが中国に*Harpy*のスペアパーツを供給するのではなく、*Harpy*のアップグレードを行なおうとしたことである。2004年になって、中国はイスラエルに*Harpy*のスペアパーツ供給を要請したがアメリカは懸念を表明、イスラエルは輸出を行わなかった。*Phalcon*事件以来、アメリカはイスラエルに対し「東アジア地域に脅威をもたらす攻撃的兵器」の輸出を行なわないよう要請してきた。他方の当事者である中国側は、アメリカ側の申し立てを「事実無根」「無分別」と非難しており、「我々はイスラエルとさまざまな分野で協力関係にあり、何人も、それを損なうことはできない」といっている²³。

（2）チェコのVERA-Eの対中輸出不許可問題

チェコの電子機器メーカーElectronic Reality Associates (ERA)社は、陸海空において探知・識別・位置標定といった機能を提供する高性能の情報収集手段 *VERA-E* パッシブ監視レーダー (Passive Surveillance System、PSS) の輸出に関し、中国政府と2002年後半から数ヶ月にわたって協議を進めていた。

*VERA-E*は、受信した信号のタイムラグを調べることで、陸海空のうちどの種類のレーダーなのか、ジャミング（妨害）装置なのか、二次レーダーやIFF

²¹ *JDW*, 2000年7月19日号

²² *JDW*, 2002年2月20日号

²³ *JDW*, 2005年1月12日号

なのか、TACANやDMEといった航法機材なのか、データリンクやその他のパルス発信装置なのか、といった判断を行うことができる。さらに、このシステムは3次元レーダーとして使用することもできる²⁴。

チェコスロバキアが共産圏に属していた時代にERA 社が開発・納入したPSSの*Ranoma*と*Tamara*は、旧東側諸国にも導入され、NATO が1999年3－5月にセルビア爆撃を実施した際、セルビア軍は*Tamara*システムを利用してF-117Aを探知・撃墜している²⁵。

2004年、ERA 社はチェコの通商産業省から*VERA-E*の対中輸出許可を得た。しかし対米関係への影響を危惧する外務省は、この輸出案件に許可を出しておらず、政府の方針が二分した格好になった。価格や数量は公表されていないが、チェコの週刊誌 *Respekt* 誌は、10システムを5,470万ドルで輸出すると報じた²⁶。

アメリカは、このレーダーがF-117AやB-2Aなどのステルス機の探知も可能とされるため、中国が*VERA-E*レーダーの技術を使って開発した対ステルス・レーダーをイランやパキスタンといった第三国に輸出する可能性や、台湾海峡で米軍の行動を監視するために使用する事態などを懸念し、チェコ政府に対して政治的圧力をかけた。

結局EUの対中兵器禁輸措置に加わっているチェコの通商産業省は、*VERA-E*の対中輸出許可を取り消す決定を下した。しかしNATO諸国向けの輸出に制約はなく、当のアメリカ自身はチェコの対中輸出が不調に終わったのを補償するため*VERA-E*レーダーを試験的に調達し、結果がよければ追加発注すると約束した²⁷。

(3) 中国の軍以外の行政機関によるヘリコプター調達

中国は戦闘機に関しては、数々の国産戦闘機を実戦配備してきているが、ヘリコプターに関しては輸入が大部分である。軍以外の各行政機関も海外からヘリコプターを多数取得している。以下に主要な例を挙げる。

○ 中国の北京都市公安局 (Beijing Municipality Public Security Bureau)は、Agusta Westland (英・伊)社に対し、五輪開催に備えた法執行任務用としてA109 Power×1機、CA109 Power×2機、AW139×1機を発注した(2006年)²⁸。

○ Eurocopter社は、珠海の中国通信省(MOC: Ministry of Communications)に対し、*Super Puma*シリーズの最新型であるEC225×2機を納入した(2007年)。

²⁴ *JDW*, 2003年5月28日号

²⁵ *JDW*, 2004年4月28日号

²⁶ *JDW*, 2004年4月28日号

²⁷ *JDW*, 2004年6月2日号

²⁸ *JDW*, 2006年6月30日号

CRS (China Rescue and Salvage) が捜索・救難任務用として使用する²⁹。

○ Agusta Westland社は、中国の海事局 (MSA : Maritime Safety Administration) から沿岸水域等の警備・海洋汚染対策などの任務用として、A139Powerを確定2機、オプション2機、それぞれ受注したと発表した (2008年)³⁰。

○ ポーランドのPZLSwidnik社は、中国のJiujiang Aeronautics Plantに対して今後10年間でSokol、Kania、SW-4を150機輸出する話をまとめた (2008年)³¹。

(4) Z-10 (攻撃ヘリ?) 開発と西欧諸国の関与疑惑³²

Z-10 (Zhisheng) は、中国の航空機製造会社 AVIC II (China Aviation Industry Corporation II) 傘下の昌和航空機工業 (Changhe Aircraft Industries) と CHRDI (China Helicopter Research and Development Institute) が共同開発している攻撃ヘリとみられているが、Z-10計画は謎に包まれている。

そのCHRDI社は民生用の中型ヘリ、CMH (Chinese Medium Heli) というプロジェクトを並行的に進めており、CMHに利用するという口実で西欧から入手した能力やテクノロジーを、そのまま軍用ヘリの開発に転用しているとの疑惑が取沙汰されている。

カナダのPratt & Whitney Canada社は、民間機用としてPT6C-67Cターボシャフト・エンジン10基を中国に供給したことが分かっている。このエンジンはZ-10のパワープラントに転用されている。

アメリカは、ノースカロライナ州CaryのLord Corporationが、同社製のベアリング、ダンパー、ロッドエンド、弾性マウントといった製品がZ-10計画で使われていることを認めている。同社は上海に工場を持っており、中国のAVIC I (Aviation Industry Corp I) とAVIC IIに対して、Z-9ヘリに使用するメイン・ローター用のダンパーや、ベアリングを供給している。Z-10やCMHといった計画については、同社は要求されたパーツ全てを納入している。

5翅ローター・ブレードあるいはトランスミッションやギアボックスについてはAgusta Westland社(英・伊)の関与が取り沙汰されている。そのAgusta Westland社は、中国国内にA109ヘリの生産ラインを開設しており、さらにAgusta Bell AB139ヘリを強力で売り込んでいる。

²⁹ JDW, 2007年12月25日号

³⁰ LDW, 2008年1月15日号

³¹ JDW, 2008年2月27日号

³² JDW, 2005年4月13日号

5. EU の対中兵器禁輸と日本の安全

中国の人権問題が改善されない間は、EU が対中兵器禁輸措置を解除することはないであろう。2008 年のチベット人や今年のウイグル人の反政府運動に対する中国政府の抑圧は中国の人権問題の深刻さを印象付けた。EU が長い間対中兵器輸出を自制してきたことは、それだけ中国の兵器の質的向上を遅らせることができた訳で、日本の安全に貢献してきた。

今後とも、日本は独自で、あるいは米国と歩調を合わせて、EU 諸国が対中兵器禁輸政策を続けるよう働きかけるべきである。東アジアの安全保障問題に関心が低い EU 諸国に対して、兵器禁輸の重要性を説くのは難しいことではあるが必要なことである。

他方、日本も、アメリカや EU に遜色のない優れた情報関連技術や精密誘導技術などを保有しているのであるから、それらの技術が輸出管理規制の法の網をくぐって中国に渡ることを防ぐように細心の注意をすべきである。毎年のように不正な輸出事例が報道されるが、見つかっていないものや学術研究機関から野放しに流出する貴重な技術は、更に多いものと推察される。

西側諸国の対中経済依存度が深まりつつあるとき、禁輸政策を続けるのはますます困難になっていくことが予想される。EU 加盟国の一国が経済的便益を得るために中国に兵器を輸出することを決めるならば、中国はその国を優遇するであろうから、他の国も追随して兵器を輸出する誘惑に駆られてしまう。兵器禁輸の政策は西側で団結して実施しなければ、なし崩し的に効果を失ってしまう。

しかし、より長期的に見るならば、中国が自らの力で軍事技術の質を高め、西側諸国に負けない兵器を開発するようになった場合、西側が長年保持してきた対中兵器禁輸政策の意味がなくなってしまう。それどころか、逆に西側が中国から高性能兵器を買い付けたくなる事態が生じるかもしれない。

欧米諸国の首脳間において、軍需産業の再編と並んで対中兵器禁輸問題が重視されるのは、軍需産業の発展が単なる経済問題ではなく、高度の軍事技術の保有につながり、安全保障の基盤をなしていることを理解しているからである。

このような情勢下、わが国の周辺国が軍事費の支出を増大しているなか、ひとり日本だけが防衛予算の削減を続けていけば、早晚我が国の防衛産業は衰退し、防衛力は質的にも低下する。わが国としては、欧米諸国の禁輸努力の継続や自国の技術漏洩の防止に努めるだけでなく、防衛産業の積極的な育成策を講じるべきときに来ているのではないだろうか。